

令和 8 年度

地域整備方向検討調査

岩木川左岸二期地域整備構想検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

地域整備方向検討調査岩木川左岸二期地域整備構想検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「設計共通仕様書」という。)及び「測量業務共通仕様書」(以下、「測量共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、岩木川左岸二期地域の事業構想策定の基礎資料とするため、国営西津軽第一期及び第二期土地改良事業、国営岩木川左岸土地改良事業で造成された主要施設の用水施設整備計画(案)、排水施設整備計画(案)を概定し、概略事業費等の検討を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする施設の場所は、青森県弘前市、五所川原市、つがる市、青森県北津軽郡鶴田町地内で、別添1 位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は下記のとおりである。

【設計業務】

1) 準備作業	1 式
2) 流下流量の検証	1 式
3) 用水施設整備計画(案)の概定	1 式
4) 排水施設整備計画(案)の概定	1 式
5) 概略事業費の算定	1 式
6) 営農計画の検討	1 式
7) 地域整備方向検討調査結果の報告書作成	1 式
8) 照査	1 式
9) 点検取りまとめ	1 式

【測量業務】

1) 流量観測	1 式
---------	-----

(土地への立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、設計共通仕様書第1-16条、測量共通仕様書第16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-6条

業務請負契約書、設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。

る。

(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。

(3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－7 条

管理技術者は、設計共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第 1－8 条

(1) 照査技術者は、設計共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 設計共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画作成時
- 2) 用水施設整備計画（案）の取りまとめ時
- 3) 排水施設整備計画（案）の取りまとめ時
- 4) 概略事業費の算定時
- 5) 成果品取りまとめ時
- 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－9 条

担当技術者は、設計共通仕様書第 1－8 条及び測量共通仕様書第 8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－10 条

設計共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-11 条

受注者は、設計共通仕様書第 1-37 条、測量共通仕様書第 38 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務スライドの試行)

第 1-12 条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「頭首工」	(社)農業農村工学会	令和6年3月
2	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	(社)農業土木事業協会	平成21年11年
3	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説	(一財)日本建築防災協会	平成29年7月
4	農業水利施設の機能保全の手引き 総論編	食料・農業・農村政策 審議会 農業農村整備 部会 技術小委員会	令和5年4月
5	農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」		平成28年8月
6	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工」		令和7年6月
7	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工(ゲート設備)」		平成22年6月
8	農業水利施設の機能保全の手引き 「電気設備」	農林水産省農村振興局 整備部設計課	平成25年5月
9	農業水利施設の機能保全の手引き 「水管理制御設備」		平成25年5月
10	農業水利施設の機能保全の手引き 「ポンプ場(ポンプ設備)」		平成25年4月
11	農業水利施設の長寿命化のための手引き		平成27年11月
12	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】(案)	農林水産省農村振興局 整備部設計課施工企画 調整室	令和5年3月
13	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	平成29年3月
14	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画 研究会	平成15年8月

なお、期間中に改訂等が生じた場合は、最新の図書等を用いるものとする。

(作業条件)

第2-2条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(参考図書)

第2-3条

本業務の参考とする図書は、設計共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料等)

第2-4条

業務契約後の貸与資料は、次のとおりである。

貸与資料	数量
平成27年度国営造成水利施設保全対策指導事業 西津軽地区東俣2号幹線用水路他機能保全計画策定業務 報告書	1部
平成28年度国営造成水利施設保全対策指導事業 西津軽地区新小戸六ダム機能診断調査業務 報告書	1部
平成28年度国営造成水利施設保全対策指導事業 岩木川左岸地区稲垣揚排水機場他機能保全計画策定業務 報告書	1部
平成28年度広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区施設更新計画作成業務 報告書、施設長寿命化に関する計画(案)(岩木川左岸地区)平成29年3月	1部
平成29年度国営造成水利施設保全対策指導事業 岩木川左岸地区新小戸六ダム機能診断補足調査他業務 報告書	1部
平成29年度国営造成水利施設保全対策指導事業 岩木川左岸地区生田排水機場他機能保全計画策定業務 報告書	1部
平成30年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 小田川地区前堰用水路他機能保全計画策定業務 報告書	1部
令和2年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区機能保全計画策定業務 報告書	1部
令和2年度国営造成施設水利管理事業 岩木川左岸地区河川協議資料作成業務 報告書	1部
令和3年度広域基盤整備管理調査 岩木川左岸地区整備構想検討業務 報告書	1部
令和3年度国営造成施設水利管理事業 岩木川左岸地区河川協議図書作成業務 報告書	1部
令和4年度広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区整備構想作成その他業務 報告書	1部
令和4年度広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区事後評価調査業務 報告書	1部
令和4年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区出精川他機能保全計画策定業務 報告書	1部
令和4年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区平野機場他機能保全計画策定業務 報告書	1部
令和5年度広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区整備構想作成その他業務 報告書	1部
令和6年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区幹線用水路排水不良対策調査検討業務 報告書	1部
令和6年度地域整備方向検討調査	1部

岩木川左岸二期地域経済効果算定その他業務 報告書	
令和 7 年度地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域経済効果概定その他業務 報告書	1 部
令和 7 年度地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域整備構想検討業務 報告書	1 部
令和 7 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 浪岡川地区浪岡頭首工他機能保全計画策定業務 報告書	1 部
国営西津軽土地改良事業変更計画書	1 部
国営岩木川左岸土地改良事業計画書	1 部
国営西津軽農業水利事業 事業誌	1 部
国営岩木川左岸農業水利事業 事業誌、事業成績書	1 部
国営西津軽農業水利事業 施設管理図	1 部
国営岩木川左岸農業水利事業 施設管理図	1 部

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2－5 条

第 2－3 条、第 2－4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、検討作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3－1 条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。なお、詳細は別紙 1「対象施設一覧表」、別紙 2「設計作業項目内訳表」、別紙 3「測量作業項目内訳表」に示すとおりである。

【設計業務】

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1 式	
2. 流下流量の検証	1 式	
3. 用水施設整備計画（案）の概定	1 式	
4. 排水施設整備計画（案）の概定	1 式	
5. 概略事業費の算定	1 式	
6. 営農計画の検討	1 式	
7. 地域整備方向検討調査結果の報告書作成	1 式	
8. 照査	1 式	

作業項目	数量	備考
9. 点検取りまとめ	1 式	

【測量業務】

作業項目	数量	備考
1. 流量観測	1 式	

(設計作業の留意点)

第3－2条

業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

(1) 設計作業

- 1) 設計にあたっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- 2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 第2－3条、第2－4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 4) 施工上、特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- 5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

- ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、

http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。

- ・新技術情報システム（NETIS）は、

<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。

- 6) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

- ・「工事工種の体系化」は

http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/index.html を参照。

(2) 測量作業

- 1) 流量観測の測定時期は8月上旬頃に1回の観測とする。また、実施する日については、監督職員と打合せの上決定するものとする。
- 2) 流量観測は、検定済みの流速計を使用する。流速計の観測は、水路内または既設の橋梁等から流量観測を行うものとする。
- 3) 流速測定は、1箇所3側線を基本とし、2点法で、2割と8割で行うものとする。
- 4) 観測時の水位を記録するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条

共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手前の段階

第2回 中間打合せ（用水施設整備計画（案）作成時）

第3回 中間打合せ（排水施設整備計画（案）作成時）

第4回 中間打合せ（概略事業費の算定時）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条

成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

このほか、要約版（市販のファイル綴じで可）を提出するものとする。

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町 149-2

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

(2) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。

(3) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。

(4) 履行期間の変更が生じた場合。

(5) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。

(6) 旅費交通費における宿泊費の精算の協議があった場合。

(7) その他

第7章 定めなき事項

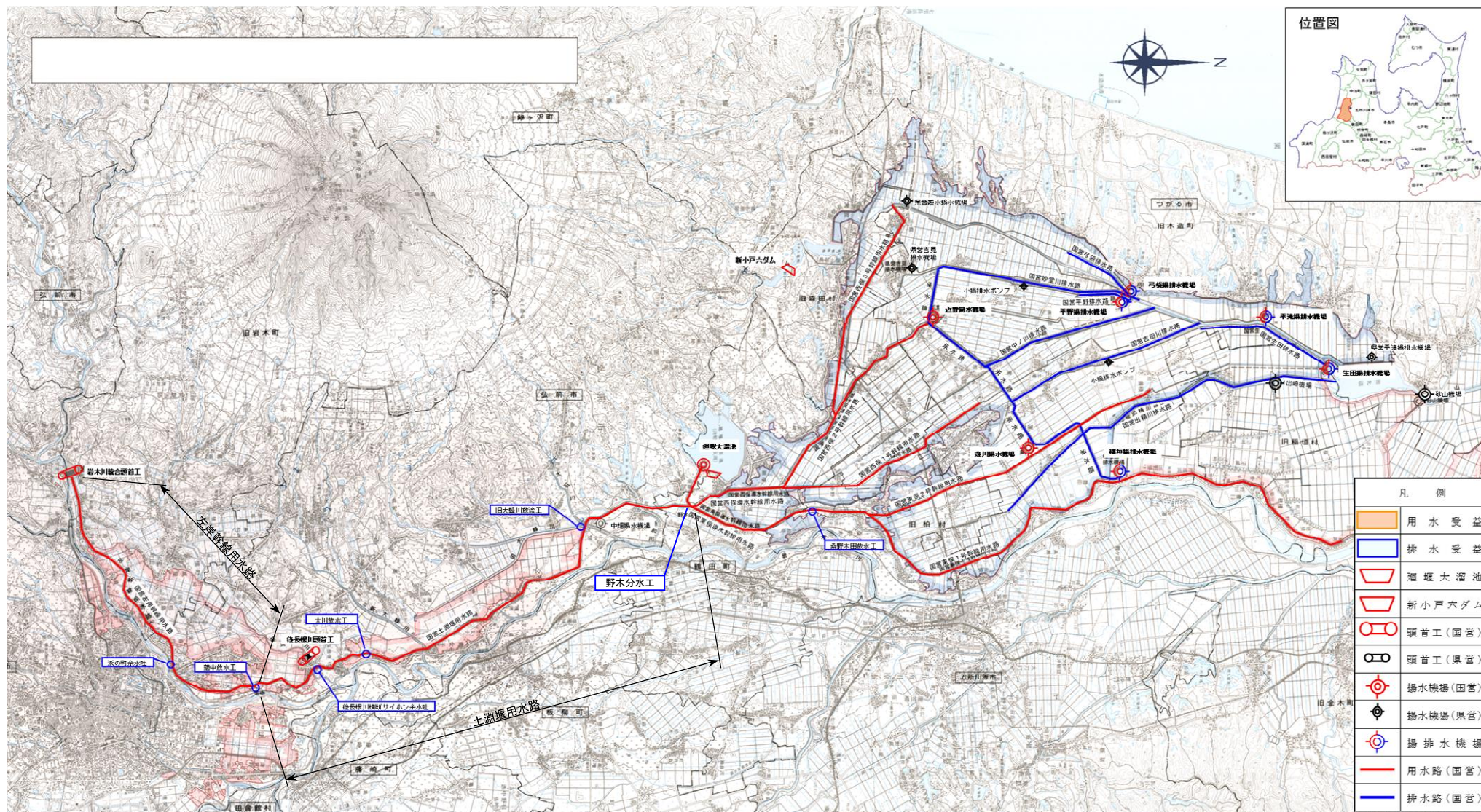
(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和8年度 地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域整備構想検討業務 位置図

別添1



別紙 1 対象施設一覧表

施設名	施設数量	施設概要（構造及び規模）	共用開始年度 （経過年数） ※2023時点	施設受益面積 〔排水受益〕 ※R2.3時点	施設通水量 （m ³ /s） ※R5.2同意時	備考
新小戸六ダム	1 式	均一型フィルダム、堤高21.82m、堤頂長293.98m、堤体積294千m ³ 、総貯水量1,750千m ³ 、有効貯水量1,650千m ³ 、洪水吐（横溢流式側溝余水吐、計画洪水量150.64m ³ /s）、取水設備（斜樋型、取水量0.031m ³ /s）	S42年度 (55年)	166.5ha	0.031	
廻堰大溜池 （※本業務対象外）	—	中心コア式アースダムタイプ、堤高約7.7m、堤頂長約4.2km、堤頂幅4.5m、満水面積2.8km ² 、流域面積17.0km ² 、有効貯水容量11,000千m ³ 、取水塔（第1、第2、第3）3基、取水量5.005m ³ /s 第1取水塔：鉄筋コンクリートタワー式（H=9.3m、B=4.5m）、取水スライドゲート4門（B700×H700）、放流ゲート1門（φ1200） 第2取水塔：鉄筋コンクリートタワー式（H=9.3m、B=4.5m）、取水スライドゲート4門（B700×H700）、放流ゲート1門（φ1200） 第3取水塔：鉄筋コンクリートタワー式（H=7.3m、B=5.2m）、取水スライドゲート6門（B1050×H1100） 余水吐工：鉄筋コンクリート構造L=244.9m（底幅B8.0～12.0m、壁高H=0.7～2.0m）	①第1・第2取水塔造成 S56年度 (42年) ②第3取水塔改修 H15年度 (21年)	8,708.3ha (直接掛り 332.4ha)	5.005	
廻堰導水路	1 式	最大通水量4.000m ³ /s、総延長0.865km、内訳：開水路0.846km（コンクリート矢板0.016km、柵渠0.810km、現場打ち0.020km）、取水庭0.019km	S34年度 (64年)	8,708.3ha	4.000	
岩木川統合頭首工	1 式	フローティングタイプ可動堰、直接基礎、堤高（2.4m土砂吐部、2.0m洪水吐部）、全堰長87.0m（土砂吐部15.0m、洪水吐部72.0m）、計画取水量21.744m ³ /s、洪水吐ゲート（左岸ゴム堰31.2m、右岸ゴム堰26.1m）2門、土砂吐ゲート（鋼製ローラ）1門、取水ゲート（鋼製ローラ）1門、頭首工管理棟（管理システム）1式	H25年度 (10年)	9727.4ha	21.744	
後長根川頭首工	1 式	フローティング形式、堤高1.5m、全堰長22.8m、計画取水量0.176m ³ /s、ゴム堰1門（B22.80m×H1.50m）、取水ゲート1門（ローラゲートB2.70m×H1.50m）、魚道（ハッチカルスロット式）1箇所	H7年度 (28年)	8375.9ha	0.176	
蓮川揚水機場	1 式	計画取水量0.417m ³ /s、土木施設：吸水槽、吐水槽、暗渠部、幹線合流部、建築施設：建屋（RC造）、ポンプ設備：φ400mm横軸斜流ポンプφ400×2台（電動機30kw、2台）、除塵設備：レーキ式除塵機2機、電気設備：引込受電盤、主変圧器盤、主ポンプ盤等	H19年度 (16年)	855.4ha	0.417	
近野揚水機場	1 式	計画取水量0.787m ³ /s、土木施設：吸水槽、吐水槽、暗渠部、幹線合流部、建築施設：建屋、ポンプ設備：φ600mm横軸斜流ポンプ×1台（電動機55kw、1台）、φ400mm横軸斜流ポンプ×1台（電動機30kw、1台）、除塵設備：レーキ式除塵機2機、電気設備：引込受電盤、主変圧器盤、主ポンプ盤、水位計等	H22年度 (13年)	684.3ha	0.787	
稲垣揚排水機場	1 式	計画取水量5.535m ³ /s、計画排水量（洪水時）14.500m ³ /s、土木施設：吸水槽、吐水槽、遊水池工、樋管、排水樋門、自然排水路、建築施設：建屋（鉄骨造）、ポンプ設備：φ1000mm立軸斜流ポンプ×3台（電動機220kw、3台）、φ1200mm立軸斜流ポンプ×2台（ガスタービン機関300kw、2台）、除塵設備：レーキ式除塵機2機、ゲート設備：鋼製ローラゲート4門、電気設備：引込受電盤、主変圧器盤、主ポンプ盤、補機・計装盤、分電盤等	H17年度 (18年)	2072.9ha 〔2780.0ha〕	5.535	
生田揚排水機場	1 式	計画取水量0.896m ³ /s、計画排水量（洪水時）13.000m ³ /s、土木施設：吸水槽、吐水槽、排水樋管、建築施設：建屋（鉄骨造）、ポンプ設備：φ800mm立軸斜流ポンプ×1台（ディーゼルエンジン221KW）、φ1500mm横軸斜流ポンプ×1台（直流電動機162KW）、φ1200mm横軸斜流ポンプ×1台（直流電動機126KW）、ゲート設備：河川ゲート2門（SUS製ローラゲート）、除塵設備：レーキ式除塵機4基、電気設備：引込受電盤、主変圧器盤、主ポンプ盤、高圧受電盤、主変圧器盤、高圧電動機盤等	H17年度 (18年)	399.0ha 〔1399.3ha〕	0.896	

施設名	施設数量	施設概要（構造及び規模）	共用開始年度 （経過年数） ※2023時点	施設受益面積 〔排水受益〕 ※R2.3時点	施設通水量 （m3/s） ※R5.2同意時	備考
平野揚排水機場	1 式	計画取水量0.754m3/s、計画排水量(洪水時)12.000m3/s、土木施設：吸水槽、吐水槽、樋管、排水樋門、自然排水路、建築施設：建屋（RC造）、ポンプ設備：φ1650横軸斜流ポンプ×1台(ディーゼルエンジン255.6kw)、φ1000横軸斜流ポンプ×2台(電動機142.1kw)、φ700立軸斜流ポンプ×1台(電動機142.1kw)、ゲート設備：河川ゲート2門（SUS製ローラ式）、鋼製スライトゲート3門、除塵設備：レーキ式除塵機4機、電気設備：高圧受電盤、主変圧器盤、操作盤、計装盤、分電盤等	H18年度 (17年)	342.6ha 〔1199.7ha〕	0.754	
弓袋揚排水機場	1 式	計画取水量0.628m3/s、計画排水量(洪水時)11.000m3/s、土木施設：吸水槽、吐水槽、排水樋門、自然排水用バイパス、建築施設：建屋(鉄骨造)、ポンプ設備：φ1500横軸斜流ポンプ×1台(ディーゼルエンジン135kw)、φ1200横軸斜流ポンプ×2台(電動機100kw)、φ600立軸斜流ポンプ×1台(電動機100kw)、ゲート設備：河川ゲート1門（ステンレス製ローラ式）、除塵設備：レーキ式除塵機4機、電気設備：高圧受電盤、主変圧器盤、操作盤、補機・計装盤、分電盤等	H19年度 (16年)	218.8ha 〔482.8ha〕	0.628	
平滝揚排水機場	1 式	計画取水量1.469m3/s、計画排水量(洪水時)6.500m3/s、土木施設：吸水槽、吐水槽、用排切替ゲート、排水樋門ゲート、建築施設：建屋(鉄骨造)、ポンプ設備：φ1000横軸斜流ポンプ×2台(ディーゼルエンジン96kw)、φ800横軸斜流ポンプ×1台(電動機157kw)、ゲート設備：河川ゲート2門（SUS製ローラ式）、除塵設備：レーキ式除塵機3機、電気設備：高圧受電盤、主変圧器盤、操作盤、補機・計装盤、分電盤等	H19年度 (16年)	514.7ha 〔447.9ha〕	1.469	
左岸幹線用水路	L=9.806km	計画最大通水量21.744m3/s、総延長9,805.97m〔内訳：鉄筋コンクリート形水路B6.0×H2.0m(4,991.78m)、鉄筋コンクリート形水路B5.1×H2.0m(1,997.148m)、鉄筋コンクリート形水路B5.1×H2.2m(239.0m)、現場打ちコンクリート水路B5.1×H2.2m(191.527m)、3連現場打ちボックスカルバートFRPライニング工(558.12m)、鉄筋コンクリートボックスカルバートB4.0×H2.3m×3連(127.631m)、暗渠工30箇所、分土工19箇所、急流工11箇所〕、水位調製ゲート8門、放流工1箇所(浜の町余水工)	H26年度 (9年)	9727.4ha	21.744	
土淵堰用水路	L=14.702km	計画最大通水量18.240m3/s、総延長14,702.372m〔内訳：ブロック積開水路B5.5～16.2m×H2.0～5.0m(11,782.925m)、コンクリート矢板護岸工(1,236.26m)、もたれ擁壁工B11.0×H2.1～5.0m(155.732m)、落差工1箇所〕、流入工5箇所、合流工1箇所、放流工・余水吐工4箇所(范中放水工、後長根川横断サイホン余水吐、大川放水工、旧大峰川放流工)	H26年度 (9年)	8375.9ha	18.240	
東俣導水幹線用水路	L=5.209km	計画最大通水量10.377m3/s、総延長5,208.617m〔内訳：ブロック積開水路B3.9～7.2m×H2.1～2.2m(2,357.316m)、鉄筋コンクリート形水路B5.2×H2.2m(2,522.781m)、落差工(42.55m)、橋梁工2箇所、暗渠工5箇所、分土工2箇所〕、余水吐工1箇所(桑野木田放水工)	H26年度 (9年)	4223.9ha	10.377	
東俣1号幹線用水路	L=16.614km	計画最大通水量5.550m3/s、延長16614.354m、開水路15530.774m〔内訳：鉄筋コンクリート大型フルーム水路、鉄筋コンクリート形水路、B4.30m～3.00m×H2.00m～1.40m〕、暗渠工47箇所、サイホン工13箇所、分土工45箇所、余水吐工5箇所	H26年度 (9年)	2736.4ha	5.550	
東俣2号幹線用水路	L=8.561km	計画最大通水量4.447m3/s、延長8561.00m、開水路形式〔内訳：現場打ちコンクリート水路8256.64m、現場打ちコンクリート暗渠105.30m、鋼製既製管サイホン29.00m、現場打ちコンクリートサイホン127.95m〕、規格：B(上)3.00m～1.00m×B(下)3.00m～1.00m×H1.80m～1.00m、口径1.60m～1.60m	S55年度 (43年)	1368.9ha	4.447	
西俣導水幹線用水路	L=2.707km	計画最大通水量12.250m3/s、総延長2,707.135m〔内訳：コンクリート矢板護岸B5.6×H2.0m(2482.439m)、現場打ち開水路B3.3×H1.6m(21.785m)、暗渠工3箇所(27.0m)、県道取付水路2箇所(70.221m)、農道橋横断3箇所(18.05m)、分土工2箇所〕	H26年度 (9年)	4152.0ha	12.250	
西俣1号幹線用水路	L=6.315km	計画最大通水量4.277m3/s、延長6315.00m、開水路形式〔内訳：現場打ちコンクリート開水路6,002m、現場打ちボックスカルバート水路147m、現場打ちボックスカルバートサイホン66m、分土工9箇所101m〕、規格：B(上)2.85m～1.10m×B(下)2.85m～1.10m×H1.85m～1.00m	S55年度 (43年)	1339.1ha	4.277	

施設名	施設数量	施設概要（構造及び規模）	共用開始年度 （経過年数） ※2023時点	施設受益面積 〔排水受益〕 ※R2.3時点	施設通水量 （m3/s） ※R5.2同意時	備考
西俣2号幹線用水路	L=3.956km	計画最大通水量3.100m3/s、延長3956.00m、開水路形式〔内訳：現場打ちコンクリート開水路 3,482m、鉄筋コンクリートL形水路 144m、現場打ちボックスカルバート水路 111m、現場打ちボックスカルバートサイホ ン 88m、管水路サイホ ン 70m、分土工5箇所 50m、放土工1箇所 12m〕、規格：B（上）2.40m～2.20m × B（下）2.40m～2.20m × H1.40m～1.25m	S55年度 （43年）	1368.9ha	4.447	
西俣3号幹線用水路	L=7.000km	計画最大通水量4.561m3/s、延長7.0km、開水路形式〔内訳：鉄筋コンクリートL形水路 B3.40m × H1.40m、暗渠工、サイホン工、横断暗渠工、分土工〕	H26年度 （9年）	1742.0ha	4.561	

施設名	施設数量	施設概要（構造及び規模）	共用開始年度 （経過年数） ※2023時点	施設受益面積 〔排水受益〕 ※R2.3時点	施設通水量 （m ³ /s） ※R5.2同意時	備考
承水路	L=10.507km	計画最大通水量(Q1/10)14.500m ³ /s、総延長10.507km 内訳： 【出精川承水路】 延長1844.0m、低水路護岸複断面水路(鋼矢板、コンクリート矢板)、断面形状：低水敷幅B18.00m、低水敷高1.913m～1.253m、計画流量(Q1/10)14.50m ³ /s、水路勾配(I)1/2794 【古田川承水路】 延長2976.0m、低水路護岸複断面水路(コンクリート矢板)、断面形状：低水敷幅B11.00m、低水敷高1.60m～0.80m、計画流量(Q1/10)7.49m ³ /s、水路勾配(I)1/2500 【中ノ川右岸承水路】 延長1218.61m、低水路護岸複断面水路(鋼矢板、コンクリート矢板)、断面形状：低水敷幅B10.00m、低水敷高1.20m～0.65m、計画流量(Q1/10)4.88m ³ /s、水路勾配(I)1/1600 【中ノ川左岸承水路】 延長2964.0m、低水路護岸複断面水路(コンクリート矢板)、断面形状：低水敷幅B10.00m、低水敷高1.20m、計画流量(Q1/10)11.12m ³ /s、水路勾配(I)1/433 【妙堂川承水路】 延長1504.75m、低水路護岸複断面水路(コンクリート矢板)、断面形状：低水敷幅B9.00m、低水敷高1.20m、計画流量(Q1/10)0.98m ³ /s、水路勾配(I)1/6350	H20年度 (15年)	承水路 〔2780.0ha〕	14.500 ～0.980	
出精川排水路	L=8.030km	計画最大通水量16.720m ³ /s、延長8030.00m、開水路形式(コンクリート矢板護岸左右計6467.232m、鋼矢板護岸左右計9938.198m、積ブロック護岸左右計1182.570m)、規格：B(上)7.85m～3.00m×B(下)7.70m～3.00m×H3.00m～1.00m	H19年度 (16年)	〔1745.3ha〕	16.720	
古田川排水路	L=8.264km	計画最大通水量8.620m ³ /s、延長8264.47m、開水路形式(鋼矢板護岸左右計3163.079m、コンクリート矢板護岸左右計12,269.346m、積ブロック護岸左右計725.209m)、規格：B(上)10.00m～5.00m×B(下)10.00m～5.00m×H7.00m～1.00m	H19年度 (16年)	〔647.8ha〕	8.620	
中ノ川排水路	L=4.830km	計画最大通水量16.000m ³ /s、延長4830.00m、開水路形式(鋼矢板護岸計4830.00m)、規格：B(上)14.50m～14.50m×B(下)14.50m～14.50m×H1.20m～1.20m	H19年度 (16年)	〔1194.1ha〕	16.000	
妙堂川排水路	L=6.183km	計画最大通水量9.970m ³ /s、延長6183.00m、開水路形式(鋼矢板護岸計460.00m、コンクリート矢板護岸計5547.00m、積ブロック護岸計127.40m)、規格：B(上)11.00m～6.50m×B(下)11.00m～6.50m×H3.40m～1.20m	H20年度 (15年)	〔490.9ha〕	9.970	
生田排水路	L=4.110km	計画最大通水量13.000m ³ /s、延長4110.00m、開水路形式(鋼矢板護岸左右計8192.728m、コンクリート矢板護岸左右計2343.50m)、規格：B(上)6.70m～3.70m×B(下)13.70m～6.70m×H1.20m～1.20m	H20年度 (15年)	〔1339.3ha〕	13.000	
弓袋排水路	L=1.850km	計画最大通水量11.000m ³ /s、延長1850.00m、開水路形式(コンクリート矢板護岸左右計3642.115m)、規格：B(上)5.60m～4.00m×B(下)2.00m～2.00m×H0.90m～0.50m、調整施設：1カ所	H19年度 (16年)	〔482.8ha〕	11.000	
平野排水路	L=1.413km	計画最大通水量＝12.000m ³ /s、延長1412.55m、開水路形式(鋼矢板護岸左右計568.1m、コンクリート矢板護岸左右計2045.24m)、規格：B(上)10.00m～4.00m×B(下)10.00m～1.00m×H1.20m～1.20m	H20年度 (15年)	〔447.9ha〕	6.500	
用水管理施設	1式	用水管理施設1式(RC構造2階建屋、電気設備、機械設備、親局設備1局、TM/TC中継子局2、TM/TC子局9)、岩木川統合頭首工IVT設備1式(監視カメラ2台、液晶ディスプレイ2台)、稲垣機場ポンプ操作盤1式(遠方監視・制御機能追加)、土滝制水ゲート操作設備1式(遠方監視・制御機能追加)、用水管理センター通信線整備1式	H26年度 (9年)	—	—	

別紙 2 設計作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1. 準備作業		
1-1. 現地調査	作業に必要な現地調査を行う。	○
1-2. 資料の検討	貸与資料等を基に前歴事業計画の内容を把握するとともに、作業に必要な各種資料を収集・整理、把握し、作業計画を樹立する。	○
2. 流下流量の検証	流量観測した結果を基に、分水及び流入による流下流量の変化を検証する。	○
3. 用水施設整備計画（案）の概定	過年度の用水施設整備構想や機能保全計画書を基に、地区内の用水施設等の施設整備計画（案）を概定する。	○
4. 排水施設整備計画（案）の概定	過年度の排水施設整備構想や機能保全計画書を基に、地区内の排水施設等の施設整備計画（案）を概定する。	○
5. 概略事業費の算定	「3. 用水施設整備計画（案）」及び「4. 排水施設整備計画（案）」を基に概略工事費を整理し、施設整備計画に対応する概略事業費を算定する。	○
6. 営農計画の検討	過年度にとりまとめた岩木川左岸二期地域営農計画素案について、発注者から貸与する作付実績（弘前市、五所川原市、つがる市、鶴田町）による作付計画の見直し等の最新データによる更新を行う。また、廻堰大溜池の関係市町（五所川原市、つがる市、鶴田町）のみの作付実績を基に、現況の作物別作付面積を整理して作物の代表化による廻堰大溜池の受益地に係る現況＝計画の作付計画を概定する。	○
7. 地域整備方向検討調査結果の報告書作成	過年度の業務成果品を基に本業務検討結果を反映して地域整備方向検討調査結果の報告書を作成する。	○
8. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
9. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

別紙 3 測量作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1. 流量観測	左岸幹線用水路の4地点（No. 15+27.80付近、No. 48+28.50付近、No. 85+44.60付近、No. 169+24.20付近）の流量観測（1回（測定時期8月上旬頃））を行う。	○